



大阪労働局発表
令和元年8月5日

大阪労働局労働基準部賃金課
電話 06-6949-6502

大阪府最低賃金を28円引上げ 時間額964円に

大阪地方最低賃金審議会（会長 服部 良子）は、本日（8月5日）、大阪労働局長（井上 真）に対し、大阪府最低賃金を本年10月1日から28円引上げて、時間額964円に改正決定することが適当であるとの答申を行った。

- 1 大阪地方最低賃金審議会は、本年7月3日に大阪労働局長から、大阪府下の全労働者に適用される「大阪府最低賃金」の改正についての諮問を受け、調査審議を重ねてきたが、8月5日、時間額を現行の936円から28円引上げ（引上率2.99%）、964円に改正決定することが適当であるとの答申を行った（別添答申文）
- 2 同審議会においては、中央最低賃金審議会の「令和元年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」、賃金実態調査結果等のデータを基に慎重に審議を重ねた結果、「大阪府最低賃金」について、28円引上げることが適当であるとの結論に至ったものである。
- 3 大阪労働局としては、この答申の内容について本日付けで公示を行い、本年8月20日までに関係労働者及び関係使用者から異議の申出がない場合は、答申どおり、改正決定を行う予定である（官報に公示）。